

## 黒川地域行政事務組合「広域くろかわ」広告掲載取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、黒川地域行政事務組合広告事業実施要綱（以下「要綱」という。）及び黒川地域行政事務組合広告掲載に関する基準（以下「掲載基準」という。）に基づき、黒川地域行政事務組合が発行する広報誌（以下「広域くろかわ」という。）への広告掲載の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(広告の掲載位置及び規格)

第2条 広報誌に掲載する広告の掲載位置は、誌面の配置等を勘案した上で、組合が決定する。ただし、表紙及び裏表紙には掲載しない。

2 広告の規格は、次のとおりとする。

(1) ハーフサイズ 縦 4.5 cm × 横 8.7 cm (2色刷り)

(2) フルサイズ 縦 4.5 cm × 横 17.8 cm (2色刷り)

(広告の掲載期間)

第3条 広告の掲載期間は、1回を基準とし、最長4回まで継続して掲載することができる。ただし、年度を越えて掲載することはできない。

(広告掲載料)

第4条 広告掲載料は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) ハーフサイズ 1枠につき1回 15,000円

(2) フルサイズ 1枠につき1回 30,000円

2 広告主は、理事長が指定する日までに広告掲載料を納入しなければならない。

(広告掲載の申込み)

第5条 広告掲載を希望する者は、黒川地域行政事務組合広告事業実施要綱第7条第1項に定める申込書に、広告原稿を添えて、掲載希望月の前々月の1日までに申し込むものとする。

2 理事長は、必要に応じて、掲載に関する資料を求めることができる。

3 広告掲載希望者は、広告原稿を自己の負担により作成しなければならない。

(広告の掲載順位)

第6条 広告は、次に掲げる順位により掲載するものとする。

(1) 組合を構成する市町村内に事業所等を有する者の広告を第1順位とする

(2) 前号の次に宮城県内に事業所等を有する者の広告を第2順位とする。

(3) 前各号に該当しない者の広告を第3順位とする。

2 理事長は、広告の掲載の可否について決定する場合において、同一の掲載順位の広告（掲載基準を満たすものに限る。以下この条において同じ。）が広告掲載枠数を超えるときは、当該同一の掲載順位の広告のうち掲載希望回数の少ないものを優先することができる。

3 前項の規定によっても決定できない場合は、抽選により決定するものとする。

(協議)

第7条 この要領に定めのない事項及び疑義が生じたときは、組合と広告主で協議し、解決を図るものとする。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、必要事項は別に定めるものとする。

附 則

(施行期日)

この要領は、令和8年1月1日から施行する。